

第3次行財政改革の基本的考え方

1 改革の視点

本市の地域特性や社会経済情勢の変化、将来の人口動向などを踏まえて、第3次行財政改革を進めるに当たって留意すべき視点を以下のように整理します。

(1) 財政基盤の縮小

新市としての基盤づくりの重要な財源となっている合併に伴う国や東京都からの特例的な財政支援は、平成23年度以降段階的に縮小され、平成27年度で終了します。また、最近の経済情勢の悪化による企業業績の落ちみや、それに伴う所得水準の低下、少子高齢化による労働力人口の割合の減少などにより、市税収入は増加が見込めない状況であり、子ども手当の経費等、自治体に裁量の余地がない特定財源の増加を除けば、歳入の拡大は望めません。

このように、中長期的にみて実質的な財政基盤が縮小することは避けられない状況となっており、今後数年の間に、真に必要な行政サービスを見極めて自治体経営のスリム化を図る必要があります。

(2) 行政需要の量的・質的拡大の継続

近年の宅地開発等により子育て世代を中心とした人口の増加が続いていることや、少子高齢化による全人口に占める高齢者世代の割合の増加、最近の厳しい雇用・経済情勢を踏まえると、教育・福祉・保健・医療などの公的サービスへのニーズは高まっていくと見込まれます。また、価値観やライフスタイルの多様化により、その内容も変化しています。

以上のような質・量の双方の面における行政需要の拡大傾向は、当面の間続くものと考えられ、これに対応できる効率的で無駄のない行財政運営の仕組みを構築することが必要となります。

(3) 本格的な地方分権時代の到来

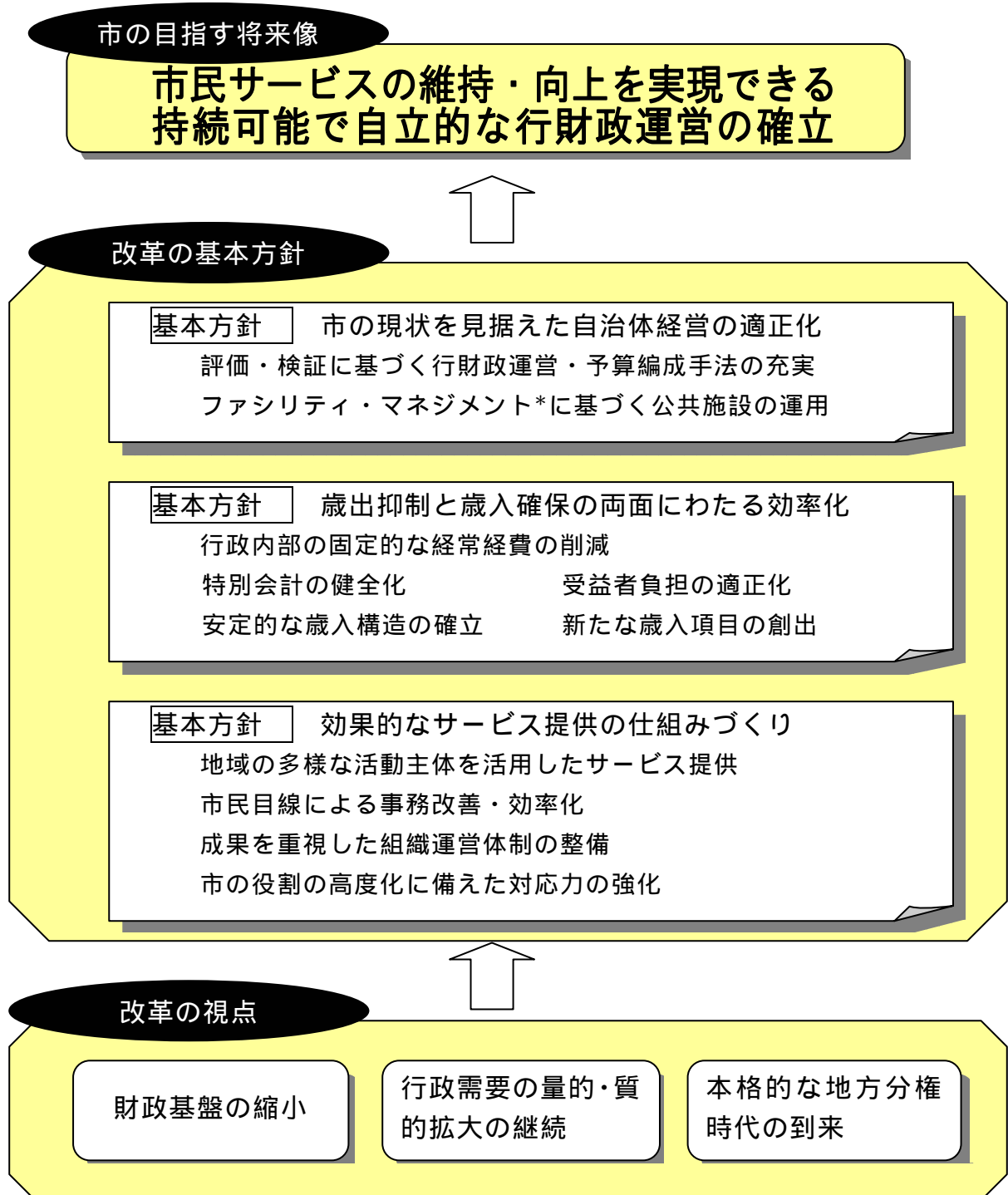
これまでの地方分権の流れや、地域主権*の確立を目指す新政府の方針を踏まえると、各自治体が地域特性に応じて自らの責任と判断でその任務を遂行し、住民の負託に応えるべき領域は拡大していくものと考えられますが、多岐にわたる地域課題の全てを行政だけで解決することは難しくなっています。

このため、自治体自身の課題への対応力を高めるとともに、NPO等の新たなサービスの担い手との連携・協力を推進することで、地域の主体性、独自性が発揮できるきめ細やかな行政サービスの提供の仕組みを構築する必要があります。

2 市の目指す将来像と改革の基本方針

先に整理した留意すべき視点を踏まえ、残された課題に的確に対応するため、市の目指す将来像と第3次行財政改革の基本方針を以下のように設定し、これに沿った具体的な実施計画を策定します。また、実施計画の中で、特に集中的な取り組みが必要とされる事項については、他の項目と区別して重点課題と位置づけます。

第3次行財政改革の体系図



本市では、平成 13 年 1 月の合併後、市民の理想とするまちづくりに向けて、合併に伴う国や東京都からの特例的な財政支援を有効に活用しながら、公共施設や交通網などの社会資本の整備を積極的に進めてきました。

しかし、こうした特例的な財政支援措置の段階的縮小や、経済情勢の悪化、労働力人口の減少などにより、市の財政基盤の縮小が見込まれており、合併後のまちづくりの次の段階として、「将来にわたって安心して住み続けることのできるまちづくり」を行うことが求められているといえます。

そこで、過度の将来負担が生じることのない、安定的で持続可能な適正規模の自治体経営を目指し、大局的な観点から施策優先度を判断して必要性の低くなった事業の縮小・統廃合を進めるための仕組み（P D C A サイクル*）の強化、質の高いサービスを効率的に提供できる公共施設の管理手法の検討を進めます。

【推進項目】評価・検証に基づく行財政運営・予算編成手法の充実

重点課題 施策評価*制度の効果的運用

【推進項目】ファシリティ・マネジメントに基づく公共施設の運用

重点課題 公共施設の適正配置・有効活用

本市では、より豊かな市民生活の実現に向けて、様々なサービスや事業を行ってきましたが、高齢者世代の増加や雇用環境の悪化などを背景として、公的サービスを生活の支えとする層が今後さらに増加すると見込まれています。

一方で、財源や職員などの行政資源は限られており、拡大し続ける行政需要に的確に対応していくためには、歳出・歳入両面における効率化が必要不可欠となります。

そこで、行政自身の内部努力として、引き続き、経常経費の削減に率先して取り組むとともに、市民負担の公平性や透明性にも留意しながら、サービスの対価の適正化や、市が有する債権の徴収率の向上を目指します。あわせて、自主財源を確保するための一つの手段として、新たな歳入項目の創出や拡大に向けた取組みを推進します。

【推進項目】 行政内部の固定的な経常経費の削減

重点課題 人件費の抑制

【推進項目】 特別会計の健全化

重点課題 特別会計の健全化

【推進項目】 受益者負担の適正化**【推進項目】 安定的な歳入構造の確立**

重点課題 徴収体制強化の検討

【推進項目】 新たな歳入項目の創出

地方分権一括法*の施行や地方分権改革推進委員会からの勧告にみられるとおり、自治体の任務は、法令や各種計画を着実に実行する「執行」面に加えて、市民が求める行政サービスを効率的・効果的に実現する手法を判断する「政策」面にも拡大しています。

地域権限の委譲に積極的な国の方針もあり、今後地方分権の一層の進展が見込まれる中、自治体が担う役割の高度化に適切に対応していくためには、市民の視点や地域の実情を政策立案に反映できる仕組みづくりが重要となります。

そこで、民間部門の力の活用の推進や市民と行政との情報交換の充実、新たな課題に対応できる体制の整備、職員の能力向上、他団体との協力関係の強化など、これまでの取組みをさらに推進します。

【推進項目】地域の多様な活動主体を活用したサービス提供

重点課題 事務委託化等の推進

【推進項目】市民目線による事務改善・効率化

【推進項目】成果を重視した組織運営体制の整備

【推進項目】市の役割の高度化に備えた対応力の強化

3 第3次行財政改革大綱の位置づけと実施期間

(1) 地域経営戦略プラン 2010 の位置づけ

本プランの策定に先立ち、平成 21 年 1 月に西東京市行財政改革推進委員会に対して今後の行財政改革の基本方針について諮問し、同年 11 月に答申が示されました。

本プランは、この答申を受けて、本市における第3次行財政改革の取組方針として、市長を本部長とする市内の西東京市行財政改革推進本部において決定したものです。

(2) 地域経営戦略プラン 2010 の実施期間

第3次行財政改革の実施期間は、残された課題の中には中長期的な取組みが必要とされるものがあることを踏まえ、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

ただし、早期の対応が可能な事項については、前半の 3 年間に集中的に取組みを行ったうえで、平成 24 年度に社会経済情勢の変化や市政の全体方針との整合性を踏まえた中間の見直しを実施することとします。

改革の実施期間

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
総合計画 / 基本構想			[実施期間]												
総合計画 / 基本計画			前期基本計画					見直し	後期基本計画						
次期総合計画 / 基本構想															
次期総合計画 / 基本計画													前期基本計画		
第1次行財政改革	[実施期間]														
第2次行財政改革			[実施期間]			見直し	[実施期間]								
第3次行財政改革											見直し	[実施期間]			

改革の推進手法

1 改革の推進体制

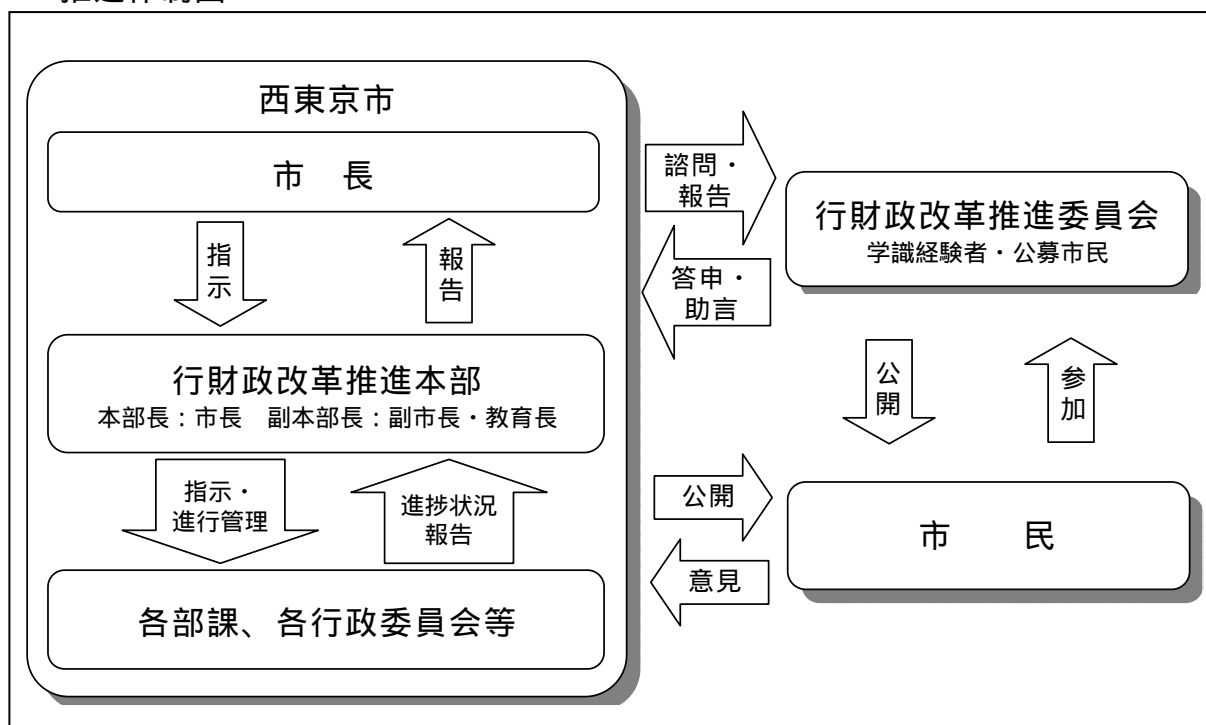
本プランに基づく改革を迅速かつ着実に進めるため、以下のとおり行財政改革推進本部を中心として、行政機関、各行政委員会、財政支援団体等を含めた全庁的な取組みを行います。

行財政改革推進本部では、実施項目ごとに設定された目標への取組状況について、重点課題については四半期に一回程度、その他の項目については半年に一回程度、確認を行います。進捗状況が芳しくない事項については、企画部門と事業部門とが協力して原因分析を行い、行財政改革推進本部の指示のもと、改善に向けて、取組みの強化や関係部署・機関との協議・調整を実施します。

行財政改革推進委員会に対しては、行財政改革の推進状況について定期的に報告を行い、市長に対し必要な助言をいただきます。

市民に対しては、市のホームページ等で行財政改革の進捗状況を分かりやすく公表するとともに、市民が意見や提案を提出できるように工夫します。

推進体制図



2 評価指標の設定

財政の健全化を図るうえでは、同一の視点から経年変化を把握することが必要です。このことから、財政構造の弾力性や健全性、中長期的な財政運営の安定性などを損益状況や財産状況（フロー・ストック*）の両面から総合的・継続的に判断するために、第2次行財政改革で評価指標とした5つの財政指標については、引き続き評価指標として設定します。

目標値については、近年、社会経済情勢が厳しく、地方財政制度も含めて流動的な要因が大きいことを踏まえ、周辺状況に応じた適切な設定を行います。特に経常収支比率については、厳しい財政状況や行政需要の増大が当面の間続くと見込まれる中で、改善に向けた持続的な取り組みが必要となることから、短期的な目標と中長期的に目指すべき水準とを区別して掲げるとともに、経常経費に占める割合の大きい人件費・物件費*の抑制を重視した目標設定を行います。

各指標の目標達成に向けて、本プランの実施計画・実施項目で掲げた取り組みを着実に推進するとともに、財政運営の執行管理を徹底し、経常経費や市債、財政調整基金*等の適正な管理に努めます。

評価指標の考え方

指標名 【平成20年度決算値】	目標設定の考え方
経常収支比率 【92.0%】	平成24年度には都内類似団体*の平均水準、平成26年度には都内類似団体の最優良水準を目指します 参考:平成20年度決算で都内類似団体の平均は89.1%、最優良水準は84.8%
人件費・物件費の経常収支比率 【46.3%】	平成24年度には都内類似団体の平均水準、平成26年度には都内類似団体の最優良水準を目指します 参考:平成20年度決算で都内類似団体の平均は43.2%、最優良水準は38.4%
実質経常収支比率 【100.9%】	平成24年度には基金を取崩す必要のない水準(100%以下)、平成26年度には都内類似団体の平均水準を目指します 参考:平成20年度決算で都内類似団体の平均は94.5%
基礎的財政収支 【黒字】	新たな債務の拡大を防ぐため、毎年度の基礎的財政収支の黒字を継続することを目指します
市債現在高倍率 【104.1%】	過度の将来負担を防ぐため、平成26年度までに、市債現在高倍率が100%を超えない水準にすることを目指します
財政調整基金現在高比率 【11.2%】	不測の事態に弾力的に対応できるよう、平成26年度までに、標準財政規模の10%程度の財政調整基金を確保することを目指します

各指標の目標値については、実施項目とあわせて、平成24年度に見直しを行います。ただし、社会経済情勢や地方財政制度等に大きな変動があった場合には、必要に応じて時点修正を行うものとします。

基礎的財政収支及び市債現在高倍率については、臨時財政対策債を実質的な地方交付税として算定します。

3 収支見通しと財政効果目標額

本市では、まちづくりの指針となる総合計画として、平成 16 年度から平成 25 年度を計画期間とする「西東京市基本構想・基本計画」を策定するとともに、具体的な施策や事業の実現に向けて、財政的な裏づけをもった3年間の実施計画や財政計画を策定し、これを毎年度の予算と整合を図りながら改定しています。

しかし、近年の厳しい財政状況の中で、基本計画で掲げた事業を実施するための財源を確保することは困難になってきています。そこで、第3次行財政改革では、平成 21 年度からスタートした後期基本計画を着実に実施するために、行政運営の効率化を進め、一定の財源を確保することを目指します。

今後は、毎年度、改革を実施しない場合の歳入・歳出総額を比較して、削減を図るべき財政効果目標額を算出し、行財政改革の取組みに反映させていきます。

毎年度の財政効果目標額の達成に向けた取組みのイメージ

